

【参考1】

## 木材関連予算の概要

**林野庁**

**<対策のポイント>**

都市部での木材需要の拡大に向けた**木質耐火部材等の利用拡大、中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進、低層建築物を中心としたJAS構造材の利用拡大等**を支援します。また、**需給情報の共有やマッチングの取組を推進し、効率的なサプライチェーンを構築**します。

**<政策目標>**

国産材の供給・利用量の増加（30百万m<sup>3</sup> [平成29年] → 40百万m<sup>3</sup> [令和7年まで]）

**<事業の内容>**

- 1. 都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業 300,000（-）千円**
  - 都市における木質耐火部材を用いた建築物の設計・建築等の実証を支援します。
  - 都市における木質部材の利用促進に向け、木質耐火部材等に係る製品・技術開発等を支援します。
- 2. 中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業 661,273(652,417)千円**
  - CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大、設計者・施工者等の育成等を支援します。
  - 部材の標準化等に必要なデータ収集や、他構造建築物への木構造導入等による低コスト化等に関する技術検討等を支援します。
- 3. 低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業 147,667(374,887)千円**
  - 低層建築物におけるJAS構造材の利用拡大、横架材・2×4部材の定着に向けた取組等を支援します。
  - 大径化した原木を活かした利用の拡大に向けた取組を支援します。また、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用した構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発等の取組を支援します。
- 4. 生産流通構造改革促進事業 201,060(219,853)千円**
  - SCM推進フォーラム（協議会）の設置・運営による川上から川下までのマッチングの取組等の支援を全国展開します。あわせて、中高層建築物における木材利用の環境を整備します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

**<事業イメージ>**



都市の木造化に向けた取組

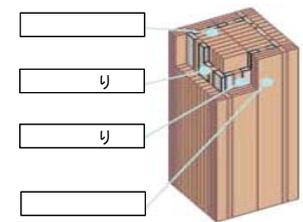


CLT

CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証



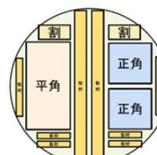
部材の標準化に必要なデータ収集



木質耐火部材の開発



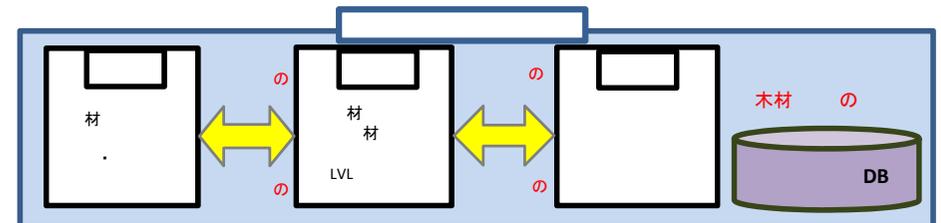
顔の見える木材を使用した構造材等の普及啓発



大径化した原木を活かした利用の拡大



**<事業の流れ>**



SCM推進フォーラムの設置・運営

【お問い合わせ先】林野庁木材産業課（03-3502-8062）

## <対策のポイント>

木材製品の国際競争力を強化するため、**非住宅分野等における木材製品の消費拡大等**を支援します。

## <事業の内容>

### 1. JAS構造材実証支援事業

- ① 工務店等木材の実需者や発注者における、JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動を支援します。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。
- ② ①の登録事業者（建築業者）が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材等の調達費の一部を支援します。

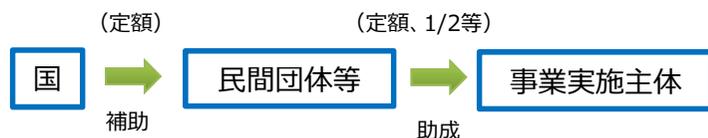
### 2. CLT建築実証支援事業

- ① CLTを活用した実証的な建築物の建築に向けて、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、建築主体に他構造とのコスト比較を踏まえた設計から実証的建築にかかる費用等を支援します。
- ② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や、建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

### 3. 外構部の木質化対策支援事業

これまで木材があまり使われてこなかった非住宅及び住宅の外構部について、今後類似事例の拡大が期待できる木質化の取組を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

#### <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 木材製品の消費拡大対策



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)  
木材利用課 (03-6744-2120)

# 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち 木造公共建築物等の整備

【令和2年度予算概算決定額 8,603,809（8,888,322）千円】の内数

## ＜対策のポイント＞

公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1／2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内  
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内  
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

## ＜事業の流れ＞



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。  
都道府県はさらに事業主体へ配分。

## 【参考】

公共建築物における木材利用優良事例集  
（林野庁HP <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>）

## 【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



## 【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

## 【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設  
（物販施設は対象外）



## ○事業のポイント

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

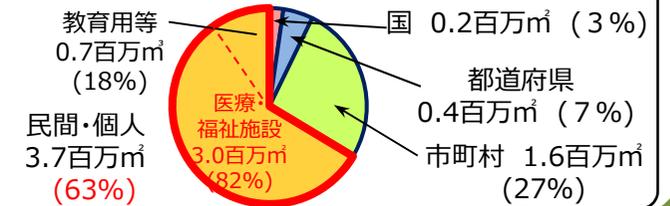
- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

<対策のポイント>

公共建築物（低層）の6割以上は民間部門が整備している状況を踏まえ、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進するための取組を支援します。

<低層公共建築物床面積整備主体別割合（H29年度）>

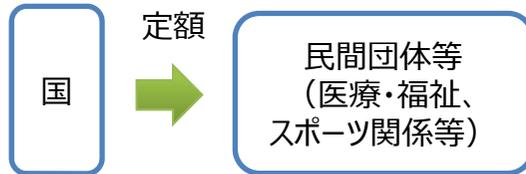


<事業の内容>

1. 各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

- 医療・福祉やスポーツ等の民間団体等が行う、施設の用途に適した木造化・木質化の在り方や低コスト化の方策の検討、検討結果に基づく訴求ツールの作成・普及等の取組を支援します。

<事業の流れ>



事業実施主体

<事業イメージ>

民間団体等

設計、施工、各業界分野の関係者等の専門家により各施設の用途に応じた木質化の在り方や低コスト化の方法等を検討



- 各施設の木造化・木質化の手引き等を作成

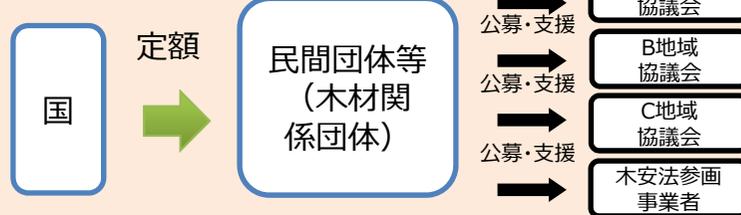
- 手引き等を活用したシンポジウムの開催等により施設の経営者層や設計・施工関係者への普及を展開



2. 地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進（拡充）

- 地域の企業や行政が参画する地域協議会<sup>注1</sup>及び木安法<sup>注2</sup>による事業計画に参画している事業者を対象に、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や設計支援等を行う取組を支援します。

<事業の流れ>



事業実施主体

民間団体等

地域協議会等を公募、支援先の選定等

協議会毎の課題に応じた支援策を検討

支援策に応じた専門家を派遣

支援要請

支援

(専門家派遣)



地域協議会等

- 各地域において専門家を交えたワークショップ等の開催を通じ、公共建築物等の木造化・木質化に向けた設計等の具体の検討
- ・ 木材供給に係る関係者間の連携体制構築等を実施

- 地域における公共建築物の木造化・木質化のノウハウや取組体制の定着

注1 地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、行政等により構成される協議会

注2 木安法：木材の安定供給の確保に関する特別措置法

# 木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

## 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業（拡充）【令和2年度予算概算決定額 201,000（91,013）千円】

### <対策のポイント>

民間セクターが整備する非住宅建築物等における木材利用の促進を図るため、木造化に比較的取り組みやすい低層（3階建て以下）を始めとした非住宅建築物等をターゲットに、木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、木材利用に向けた普及啓発活動等の取組を支援します。また、都市部等において潜在的な需要が期待できるオフィス等の内装木質化等について、その効果を検証・普及等する取組を支援します。

### <事業の内容>

#### 1. 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築

○ 木材利用に取り組む民間企業（需要者）ネットワークの構築、需要サイドとしての木材利用を進める上での課題・条件の整理、建築物への木材利用方策の検討、木材供給者への条件の提示等、マーケットインの発想による建築物等への木材利用を進める取組を支援します。

#### 2. 内装木質化等促進のための環境整備に向けた取組（新規）

○ 民間の創意工夫を活用したオフィス等内装木質化等や当該施設の利用者の評価等木質化の効果が見える化し、普及する取組を支援します。

#### 3. ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成（拡充）

○ 都市での木材利用ムーブメントを喚起するため、木を取り入れたライフスタイルの価値やSDGsへの貢献度等を発信し、「木づかい運動」はじめ消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進する取組を支援します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



# 新たな木材需要の創出に向けた取組

- 公共建築物の過半を占める医療・福祉分野での木材利用を推進するための手引きの作成を支援。



木を活かす建築推進協議会ホームページより  
(<https://iryofukushi.kennetserve.jp/contents/downloads/guidance.pdf>)

- これまで木材があまり使われてこなかった非住宅及び住宅の外構部の木質化の取組を支援。



Love Kinoheiホームページ  
(<https://love.kinohei.jp/index.php>)